

国立大学法人富山大学医療技術職員特別支援手当支給細則

令和4年2月22日制定

令和4年10月25日改正

令和5年1月24日改正

令和5年8月29日改正

(総則)

第1条 国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第30条の6の規定による医療技術職員特別支援手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 給与規則第30条の6第1項に規定する職員は、次の各号に掲げる資格を有し、かつ当該資格に関する医療サービスを患者に直接提供する業務に従事する職員をいう。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 保健師
- (4) 助産師
- (5) 理学療法士
- (6) 作業療法士
- (7) 視能訓練士
- (8) 言語聴覚士
- (9) 歯科衛生士
- (10) 診療放射線技師
- (11) 臨床検査技師
- (12) 臨床工学技士
- (13) 管理栄養士
- (14) 栄養士
- (15) 精神保健福祉士
- (16) 社会福祉士
- (17) 介護福祉士
- (18) 保育士
- (19) 救急救命士
- (20) 公認心理師
- (21) 薬剤師
- (22) チャイルド・ライフ・スペシャリスト
- (23) 認定遺伝カウンセラー

(支給額)

第3条 医療技術職員特別支援手当の月額は、7,000円とする。

(調整額)

第4条 医療技術職員特別支援手当は、前条に定める額のほか、第1号に定める額が正の場合に、当該事業年度の3月31日に在職する支給対象職員に対して、次の式で算出した額（百円未満の額を切り上げる。）を、翌事業年度の7月31日までに支給する。

調整額 = (1) ÷ (2) ÷ (3)

- (1) 賃金改善実施期間における診療報酬上の看護職員処遇改善評価料の総額から第3条による手当支給総額（当該手当に係る時間外労働手当等及び法定福利費等の事業者負担分を含む。）を減じた額
- (2) 当該事業年度の3月31日に在職する支給対象職員の人数（診療報酬上で看護職員処遇改善評価料の対象となる職種に限る。）
- (3) 法定福利費等の事業者負担率

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、医療技術職員特別支援手当の支給に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この細則は、令和4年2月22日から施行し、令和4年2月1日から適用する。
- 2 特別支援手当は、国庫補助事業による「看護職員等処遇改善事業補助金」の交付期間中支給するものとする。

附 則

- 1 この細則は、令和4年10月25日から施行し、令和4年10月1日から適用する。
- 2 医療技術職員特別支援手当は、診療報酬上の看護職員処遇改善評価料が認められる期間に限り支給する。

附 則

この細則は、令和5年1月24日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和5年8月29日から施行する。ただし、第4条の規定については、令和4年10月1日から適用する。
- 2 令和5年3月31日に在職する支給対象職員にかかる第4条に規定する手当の支給日は、令和5年8月31日とする。